

平成16年5月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 岩尾 眞理子
平成14年(ワ)第23529号 損害賠償等請求事件
口頭弁論終結日 平成16年3月25日

判 決

山梨県 [redacted]

原	告	[redacted]
同 訴訟代理人 弁護士		桜 井 健 夫
同		斎 藤 雅 弘

東京都 [redacted]

被	告	有 限 公 司
同 代表者代表取締役		[redacted]
同 訴訟代理人 弁護士		[redacted]
同		[redacted]

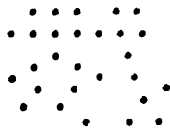
主 文

- 1 被告は、原告に対し、3960万7992円及びこれに対する平成14年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、6601万3320円及びこれに対する平成14年3



月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告との間で商品先物取引をした際、その従業員らの虚偽勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供・不利益事実の不告知、新規委託者に対する保護義務違反、不合理で無意味な特定売買の反復、事実上の一任取引又は無断売買、仕切拒否等の行為により損害（差引損6001万3320円と弁護士費用600万円との合計6601万3320円）を被ったとして、その使用者である被告に対し、不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法に基づく取消しによる不当利得返還（選択的請求）を求めた事案である。

1 争いのない事実等

(1) 被告会社は、商品先物取引の受託業務等を業とする株式会社であり、商品取引員である。

(2) 原告は、昭和19年生まれの男性であり、農業に従事している。

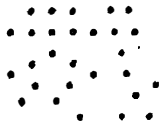
(3) 原告は、被告に対し、次のとおりの送金をした。

ア 平成14年2月25日	1330万円
イ 同年3月4日	3920万円
ウ 同月7日	1100万円
エ 同月8日	1750万円

以上 合計8100万円

(4) 被告における原告名義の口座において、平成14年2月25日から同年5月7日までの間、東京工業品取引所における金につき、先物取引（以下「本件取引」という。）が行われた。その概要は、別紙建玉分析表記載のとおりである（乙1ないし3）。

(5) 本件取引は、平成14年5月7日に手仕舞いされ、原告は、被告から、同月9日、清算金として2098万6680円の返還を受けた。本件取引により、原告に6001万3320円（委託手数料及び消費税を含む。）の損害



が生じた。

2 争点

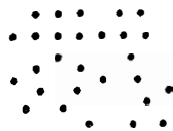
本件の争点は、①被告従業員の本件取引の勧誘行為・受託行為が不法行為となるか、②本件取引を消費者契約法に基づいて取り消すことができるか、である。

なお、被告は、原告の主張を争うとともに、原告の新規委託者に対する保護義務違反及び事実上の一任取引又は無断売買の主張は、時期に遅れた攻撃防御方法であるとして、却下を求めている。

第3 当裁判所の判断

1 前記争いのない事実には、証拠（甲第1号証ないし第23号証、第24号証の1、2、第47号証、第48号証、第50号証ないし第61号証、第63号証、乙第1号証ないし第17号証、第18号証の1ないし3、第19号証の1、2、第20号証ないし第22号証、第23号証の1、2、第24号証の1ないし9、第25号証ないし第28号証、第29号証の1ないし22、第30号証の1ないし4、第31号証、証人■■■■■、同■■■■■、同■■■■■、同■■■■■、同■■■■■、同■■■■■、原告本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

- （1）原告は、昭和19年■■■■■生まれ（本件取引当時57歳）の男性であり、■■■■■を卒業後、家業であるぶどう等の栽培をする■■■■■を引き継ぎ、現在に至っている。原告の本件取引当時の年収は、約1000万円程度であった。
- （2）原告は、本件取引前、約5年間にわたり、証券を通じて証券の現物及び先物取引をしていたことがある（乙5、原告本人）。
- （3）原告は、平成14年1月、原告所有のぶどう畑の一部を町立小学校用地として売却し、その売却代金約2億円を取得し、これを農協等に預金していた。原告は、ペイオフのことを心配し、上記預金を金地金に換えることを検討し



ていた。

(4) 被告は、平成14年2月15日付けの 新聞朝刊に、金地金販売のキャンペーン広告(甲1)を掲載した。原告は、同広告を見て、資料請求をした(乙第24号証の1)。その際、原告は、自宅の住所及び電話番号を被告に通知した。

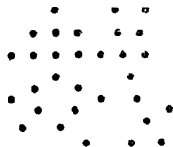
(5) 被告の外務員である川●(以下「川●」という。)は、同月19日、原告宛てに上記資料を送付し(甲2, 乙16, 17)、同資料は同月20日に原告に届いた。川●は、同月21日、原告に電話をかけ、原告宅を訪問したい旨告げ、原告はこれを承諾した。川●は、同日夕方、原告宅に赴き、金地金の勧誘を行った。

(6) 川●は、同月22日又は23日、原告宅を訪問し、原告に日足チャートを示すなどして、金価格が上昇傾向にあることを説明し、金の購入を勧めた。川●は、原告が金地金の現物取引での購入を希望していることを認識していたが、先物取引で金地金を購入することを勧めて、川●が持参した先物取引の約諾書(乙4)、商品先物取引口座開設申込書(乙5)及びアンケート用紙(乙6)に記入し、署名捺印した。

原告は、同アンケートにおいて、差金決済、追証拠金の計算、建玉制限、取引の自己責任、取引の危険性等について理解したか否かという問いに対し、いずれも「はい。」と回答しているが、これらの点についての理解は十分ではなかった(甲52, 原告本人)。

(7) 同月25日朝、川●は、原告と電話で話をしたところ、原告が10枚分の金地金を購入する意思を示したので、原告に購入代金に相当する1330万円の送金を要請した。

原告は、被告に対し、同日、1330万円(同日の始値(甲63)1261円×1万×1.05+2000円×10×1.05(手数料, 乙2)=1326万1500円)を送金した。なお、先物取引の委託証拠金は1枚6万



円（10枚で60万円）であった。

別紙建玉分析表№1のとおり、同日、10枚の買い建て（1252万円）がされた。

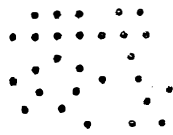
（8）同日午後、川●は、当時被告の新宿支店長であった宮●（以下「宮●」という。）と共に原告宅を訪れ、原告に1330万円の「委託証拠金預り証」（乙第30号証の1）を渡した。同書面には、「上記金額（有価証券）を商品取引所の商品市場における取引についての委託証拠金として正にお預かり致しました」との記載がある。

川●及び宮●は、「商品先物取引委託のガイド」（乙19）や「リスク管理（損失になったらどうするの！？）」（乙20）等の資料を示すなどして、先物取引の概要を説明をしたほか、現在は低金利でデフレ状態なので、今後は金が値上がりしていく見通しであるとの認識を示した上で、「先物もぜひやらせてほしい。安全です。」、「20年待ったチャンスです。」などと原告を勧誘した。その結果、原告は、先物取引で金100枚を買うことを承諾した。

（9）原告は、金が値下がりするかも知れないと心配になり、翌26日朝、川●宛に「2月25日の話はストップ（先物中止）しておいて下さい。」と記載した文書をファックス送信した（甲3、乙第24号証の2）。そのため、上記取引は、行われなかった。

（10）川●は、原告に、同月26日、27日に、金の値動きの状況等の記載された資料（乙第23号証の1、2、第25号証）をファックスで送付した。同月28日、原告は、被告に上記のような送信を止めてほしい、月報を月1回ご報告下さいとの文書をファックスで送信した（甲4）。

（11）同3月4日、原告は、宮●から電話で、「今買わないと買えなくなる」、「安全です。絶対、損の出ることはありません。」などと金の取引の勧誘を受け、先物取引で金400枚を購入することにした。



ば、値洗差損益金は、「－３８０５万２０００円」となっていた。原告は、同書面に署名している。

(18) 同日、原告は、■■■■保養所で被告新宿支店の営業部長池■■■■(以下「池■■■」という。)及び川■■■と面談した。原告は、池■■■らに対し、話が当初と全然違ってきたので、取引はなかったことにしてほしいと要請した。

(19) 翌9日、原告は、池■■■、宮■■■及び川■■■宛に、取引開始時点と実情が異なってきた経過を記載するとともに、損を被告が引き取ってほしい、事故処理など何らかの方法を見出してほしいとの要望を記載した手紙(甲5)を発送し、これは、同月12日までには、池■■■、宮■■■及び川■■■に届いた。

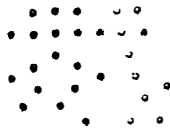
(20) 同月12日、原告は、宮■■■及び川■■■と■■■■保養所で面談した。原告は、宮■■■らに善処方を重ねて要請した。これに対し、宮■■■は、「心配いりません。」「8100万円は必ず守ります」「時間をいただきたい。」などと述べて、原告をなだめた。原告は、取引のことはよく分からないので宜しくお願ひしたい旨の対応をした。宮■■■は、現在高照合回答書(乙第9号証の2)を示しながら、取引内容の現状や今後の見通しの話をし、原告は、同書面に署名した。

(21) 同月12日、別紙建玉分析表№15、16のとおり、金20枚の買いが仕切られた。

(22) 同月13日、原告は、池■■■、宮■■■及び川■■■宛に家族が大反対であるから前記原告の要望に対処してほしい旨の文書(甲6)をファックス送信した。

(23) 同月15日、原告は、■■■■保養所で宮■■■及び川■■■と面談した。宮■■■は、原告に、「8100万円は必ず守ります。」「心配いりません。」などと述べた。原告は、宮■■■らが持参した現在高照合回答書(乙第9号証の3)に署名した。

(24) 同日、別紙建玉分析表№17、18のとおり、売り10枚が仕切られ、買い10枚が建てられた(途転)。



クスした（甲11）。

（35）同日、別紙建玉分析表№.43、44のとおり、合計買い20枚の仕切りがされたが、原告は、このことを知らなかった。

（36）翌6日、原告は、■■■保養所で川■■及び池■■と面談した。原告は「取引をなかったことにしてくれ。」「社長と会わせてほしい。」と述べたが、池■■は、取引で改善していくしかない旨答えた。原告は、池■■らの持参した貴口座現在高照合御通知書（乙第9号証の7の1）に署名することを拒んだ。

（37）原告は、翌7日から同月17日にかけて、原告の要望を伝える文書を川■■や池■■にファックス送信した（甲13ないし16、乙第24号証の4）。

この間、別紙建玉分析表№.51ないし59とおりの取引がされたが、原告はこのことを知らなかった。

（38）同月18日、原告は、■■■保養所で金■■及び川■■と面談した。原告は、金■■らに同月6日までの経過を記載した手紙（甲18）を手渡して、事実確認を求めた。金■■は、原告に対し、これまでの取引の内容について説明するとともに、追加資金を投入すれば損は取り戻せる旨の勧誘をした。原告は、金■■の持参した現在高照会回答書（乙第9号証の5）に署名した。

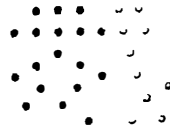
なお、原告は、このときの会話内容をテープに録音した（甲52）。

（39）原告は、同月18日に、自己玉の売り買いの傾向を尋ねる書面（乙第24号証の5）、同月24日に、自己玉の買いの傾向と売買の相関関係を尋ねる書面（乙第24号証の6）をファックス送信した。

（40）原告は、同月22日から24日にかけて、金■■及び川■■と電話で話をしたが、その内容をテープに録音した（甲53ないし56）。金■■らは、追加資金を投入すれば取引内容が改善される可能性が高いなどと説明した。

なお、原告は、同月23日、池■■ら宛に、「お願い」の件に「速やかにご高配」願いたい旨を記載したファックスを送信した（甲20）。

（41）同月25日、別紙建玉分析表№.61の売り30枚の仕切り、№.62の買



い8枚の新規建玉がされた（途転）が、原告はこれを知らなかった。

（42）翌26日、原告は、**■■■■**保養所で池**■■**、金**■■**及び川**■■**と面談し、これまでの事実経過を記載したメモ（甲21）に基づいて話をした。その際も、池**■■**らは、原告に対し、追加資金投入による取引内容改善の方法を勧めた。原告は、池**■■**らの持参した「現在高照会回答書」（乙第9号証の6）の通信欄に「説明を受けました。**■■■■**」と記載した。

なお、原告は、このときの会話内容をテープに録音した（甲57）。

（43）翌27日、原告は、池**■■**宛にこれまでの事実経過を記載したメモをファックス送信した（甲22）。

（44）翌28日、原告は、被告代表者宛にクーリング・オフを申し出る文書をファックス送信し（甲23）、同日、同文書を郵便でも発送した。

（45）同月30日、被告取締役諸**■■■■**は、原告に対し、上記のクーリング・オフは認められない旨電話で回答した。

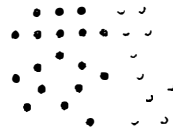
（46）同日、金**■■**も原告に対し、電話で同様の趣旨を述べた。原告は、このときの会話内容をテープに録音した（甲58）。

（47）平成14年5月1日、金**■■**は、原告に対し、新たに215枚の新規建玉を勧誘し、原告は「その方がいいわけですね。」と述べたところ、金**■■**は、「いいですよ。」と答えた。原告は、このときの会話内容をテープに録音した（甲59、60）。

同日、別紙建玉分析表№63、64の合計215枚の買いの新規建玉がされた。

（48）翌2日、金**■■**は、電話で原告に、買い玉262枚の仕切りを勧誘し、原告は、「それはもう、私は任せしますというとおり、はい、しか言いようがありませんので。」と答えた。原告は、このときの会話内容をテープに録音した（甲61）。

同日、別紙建玉分析表№65、66の合計262枚の仕切りがされた。



(49) 同日、原告は、被告に対し、本件取引の手仕舞いを求める文書をファックスした(乙第24号証の9)。

(50) 同月7日、別紙建玉分析表№67ないし79とおり、建玉すべてが手仕舞いされ、同月9日、被告は、原告に対し、本件取引の清算金として209万8千6680円を原告の銀行口座に振り込んだ。原告は、本件取引により、6001万3320円(内手数料1971万8400円)の損を出した。

(51) 同年6月18日、弁護士桜井健夫は、原告の代理人として、消費者契約法4条に基づき本件取引を取り消した上、6001万3320円の返還を求める通知をした(甲第24号証の1, 2)。

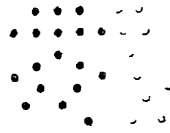
(52) 同年10月30日、原告は、本件訴えを提起した。

2 前記認定事実を前提に、以下、検討を加える。

商品先物取引は、価格が激しく上下する商品を対象とするものであり、危険性の高い取引であるから、商品取引員は、商品先物取引について十分な知識や経験を持たない顧客に対しては、安易に取引に関与させて予想に反した大きな損害が発生しないように努めるべき注意義務があるというべきである。

これを本件についてみるに、前記認定事実によれば、本件取引に関する川■、宮■、池■及び金■らの一連の行為は、全体として不法行為に当たるといえるべきであり、被告は、民法715条1項による使用者責任を負う。

すなわち、川■らは、商品先物取引の経験のなかった原告に対し、現物取引と先物取引との区別を曖昧にした上で、先物取引に導き込み、先物取引の危険性等について十分な説明をしないまま、約2週間という短期間に合計8100万円という高額な資金を取引に投入させた上、平成14年2月25日から同年5月2日までのわずかな期間の間に、別紙建玉分析表記載のような高額な取引をさせて、その結果、原告に6001万3320円の損失を与えたものであるところ、その取引の内容も、断定的な判断を提供した上で、本件取引の途中からは、実質的な一任売買をしているほか、いわゆる特定売買も多数回数にわた



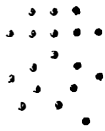
って行われているのであるから、同人らが前記の注意義務を欠いていることは明らかである。

なお、原告は、被告の仕切拒否を主張しているが、前記認定事実には照らせば、原告が被告に要求していたものは、本件取引の停止というよりは、本件取引から生じた損害の解消（損害の填補）であったことが認められるから、原告の上記主張は理由がない。

3 ところで、被告は、原告の新規委託者に対する保護義務違反及び事実上の一任取引又は無断売買の主張は、時期に遅れた攻撃防御方法であるとして、却下を求めているところ、確かに上記主張が、証拠調べが終了した後の平成16年2月12日の口頭弁論期日における原告準備書面2の陳述によってされたことは認められるが、原告が商品先物取引の未経験者であったことは、当初から主張されている（訴状7頁）ところであるし、また、別紙建玉分析表№42ないし79が無断売買であることも同様に主張されている（訴状43頁）から、原告の前記主張が、時期に遅れた攻撃防御方法であるとはいえないし、また同主張によって訴訟の完結を遅延させることもないから、被告の前記主張は、採用できない。

4 原告の過失相殺について検討を加える。

前記認定のとおり、被告は、原告に対し、商品先物取引委託のガイドやリスク管理などの資料を交付し、先物取引の危険性について一応の説明をしていること、原告には証券取引（先物取引を含む。）の経験があること、原告は、被告から委託証拠金預り証（乙第30号証の1ないし4）や現在高照合回答書（乙第9号証の1ないし6）の交付を受けているから、本件取引が金地金の現物取引とは異なる内容のものであったことは比較的容易に理解し得たものと推認されること、原告の学歴、職歴、株取引の経験などに照らすと、先物取引に関する理解能力や判断能力は、相当程度あったものと認められることを総合すると、本件取引に関しては、原告にも4割の過失を認めるのが相当である。



5 以上によると、被告は、原告の被った損害6001万3320円の6割の3600万7992円について損害賠償責任を負うべきであり、本件事案の性質、認容額等を考慮すると、弁護士費用としては360万円を認めるのが相当である。

よって、本訴請求は、3960万7992円及びこれに対する平成14年3月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求は理由がないから、これを棄却し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁 判 官 井 上 哲 男

建 玉 分 析 表

1/ 2頁

東工一金

特定売買判定方法:バナー1 (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ノト:約定日+場節+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場節	限月	新規	新規索引	値段	約定金額	売数	先 委 託 玉	売買損益金	委託手数料	差引損益金	差引損益累計	直 送 日 間 不
1	2002/02/25	東工一金	12:40	2002/12			1252	12,520,000							
2	2002/03/04	東工一金	09:10	2003/02			1273	203,680,000							
3	2002/03/04	東工一金	10:44	2003/02			1272	343,440,000							
4	2002/03/05	東工一金	09:16	2003/02			1254	125,400,000							
5	2002/03/07	東工一金	09:10	2003/02			1217	12,170,000	10	新					
6	2002/03/07	東工一金	09:10	2003/02			1217	182,550,000	150	新					
7	2002/03/07	東工一金	09:23	2003/02			1220	170,800,000	140	新					
8	2002/03/08	東工一金	09:13	2003/02			1168	74,752,000	64	新					
9	2002/03/08	東工一金	09:13	2003/02			1166	88,616,000	76	新					
10	2002/03/08	東工一金	10:13	2003/02			1181	23,620,000	20	新					
11	2002/03/08	東工一金	10:13	2003/02			1181	94,480,000	80	新					
12	2002/03/08	東工一金	15:16	2003/02	10	2002/03/08 ザ ラ	1172	23,440,000			180,000	104,000	70,800	70,800	
13	2002/03/08	東工一金	15:16	2003/02			1172	11,720,000							
14	2002/03/08	東工一金	15:16	2003/02			1172	11,720,000							
15	2002/03/12	東工一金	10:06	2003/02	13	2002/03/08 ザ ラ	1196	11,960,000	10	仕	240,000	104,000	130,800	201,600	
16	2002/03/12	東工一金	10:07	2003/02	14	2002/03/08 ザ ラ	1196	11,960,000	10	仕	240,000	104,000	130,800	332,400	
17	2002/03/15	東工一金	15:28	2003/02	5	2002/03/07 ザ ラ	1200	12,000,000			170,000	104,000	60,800	393,200	
18	2002/03/15	東工一金	15:28	2003/02			1200	12,000,000							
19	2002/03/20	東工一金	15:06	2002/12	1	2002/02/25 ザ ラ	1239	12,390,000	10	仕	-130,000	104,000	-239,200	154,000	
20	2002/03/20	東工一金	15:06	2003/02	18	2002/03/15 ザ ラ	1237	12,370,000	10	仕	370,000	104,000	260,800	414,800	
21	2002/03/20	東工一金	15:10	2003/02			1237	4,948,000							
22	2002/03/20	東工一金	15:10	2003/02			1237	32,162,000							
23	2002/03/22	東工一金	10:55	2003/02			1240	12,400,000	10	新					
24	2002/03/22	東工一金	15:26	2003/02	21	2002/03/20 ザ ラ	1243	4,972,000	4	仕	24,000	41,600	-19,680	395,120	
25	2002/03/22	東工一金	15:27	2003/02	22	2002/03/20 ザ ラ	1243	32,318,000	26	仕	156,000	270,400	-127,920	267,200	
26	2002/03/22	東工一金	15:27	2003/02			1243	31,075,000	26	新					
27	2002/03/22	東工一金	15:27	2003/02			1243	6,215,000	5	新					
28	2002/03/26	東工一金	09:26	2003/02	4	2002/03/05 ザ ラ	1272	127,200,000	100	仕	1,800,000	1,040,000	708,000	975,200	
29	2002/03/26	東工一金	09:40	2003/02	26	2002/03/22 ザ ラ	1271	31,775,000			-700,000	260,000	-973,000	2,200	
30	2002/03/26	東工一金	09:42	2003/02			1270	158,750,000							
31	2002/04/03	東工一金	09:10	2003/02	3	2002/03/04 ザ ラ	1303	351,810,000	270	仕	8,370,000	2,808,000	5,421,600	5,423,800	
32	2002/04/03	東工一金	09:10	2003/02	8	2002/03/08 ザ ラ	1303	39,090,000			-4,050,000	312,000	-4,377,600	1,046,200	
33	2002/04/03	東工一金	09:10	2003/02	23	2002/03/22 ザ ラ	1303	13,030,000			-630,000	104,000	-739,200	307,000	
34	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	78,180,000							
35	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	13,030,000							
36	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	13,030,000							
37	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	16,939,000							
38	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	19,545,000							
39	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	132,906,000							
40	2002/04/03	東工一金	09:16	2003/02			1303	130,300,000							
41	2002/04/04	東工一金	13:09	2003/02	34	2002/04/03 ザ ラ	1277	76,620,000	60	仕	-1,560,000	624,000	-2,215,200	-1,908,200	
42	2002/04/04	東工一金	13:13	2003/02			1277	38,310,000	30	新					
43	2002/04/05	東工一金	10:56	2003/02	35	2002/04/03 ザ ラ	1272	12,720,000	10	仕	-310,000	104,000	-419,200	-2,327,400	
44	2002/04/05	東工一金	12:43	2003/02	36	2002/04/03 ザ ラ	1271	12,710,000	10	仕	-320,000	104,000	-429,200	-2,756,600	
45	2002/04/08	東工一金	09:10	2003/02	8	2002/03/08 ザ ラ	1262	37,860,000			-2,820,000	312,000	-3,147,600	-5,904,200	

建 玉 分 析 表

2/ 2頁

東工一金

特定売買判定方法:パター (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ノト:約定日+場筋+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場筋	限月	新規	新規索引	値段	約定金額	売数	売委託玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	差引損益金	差引損益累計	直	塗	日	調	不
46	2002/04/08	東工一金	10:01	2003/02	8	2002/03/08 ザラ	1257	5,028,000			仕	4	481	515	-356,000	41,600	-399,680	-6,303,880					
47	2002/04/08	東工一金	10:01	2003/02	9	2002/03/08 ザラ	1257	7,542,000			仕	6	475	515	-546,000	62,400	-611,520	-6,915,400					
48	2002/04/08	東工一金	10:47	2003/02	9	2002/03/08 ザラ	1255	11,295,000			仕	9	466	515	-801,000	93,600	-899,280	-7,814,680					
49	2002/04/08	東工一金	10:47	2003/02	11	2002/03/08 ザラ	1255	13,805,000			仕	11	455	515	-814,000	114,400	-934,120	-8,748,800					
50	2002/04/08	東工一金	14:39	2003/02	7	2002/03/07 03/02	1258	25,160,000			仕	20	435	515	-760,000	208,000	-978,400	-9,727,200					
51	2002/04/10	東工一金	14:23	2003/02	30	2002/03/26 ザラ	1239	24,780,000	20	仕			435	495	-620,000	208,000	-838,400	-10,565,600					
52	2002/04/11	東工一金	09:10	2003/02			1258	6,290,000			新	5	435	500									
53	2002/04/11	東工一金	09:10	2003/02			1258	5,032,000			新	4	435	504									
54	2002/04/16	東工一金	09:10	2003/02	42	2002/04/04 ザラ	1268	38,040,000			仕	30	405	504	270,000	312,000	-57,600	-10,623,200					▲
55	2002/04/16	東工一金	09:12	2003/02			1268	36,772,000			新	29	405	533									◆
56	2002/04/17	東工一金	09:10	2003/02	9	2002/03/08 ザラ	1253	12,530,000			仕	10	395	533	-870,000	104,000	-979,200	-11,602,400					
57	2002/04/17	東工一金	09:10	2003/02	37	2002/04/03 ザラ	1253	16,289,000	13	仕			395	520	-650,000	135,200	-791,960	-12,394,360					
58	2002/04/17	東工一金	10:40	2003/02	9	2002/03/08 ザラ	1257	3,771,000			仕	3	392	520	-273,000	31,200	-305,760	-12,700,120					
59	2002/04/17	東工一金	10:40	2003/02	11	2002/03/08 ザラ	1257	15,084,000			仕	12	380	520	-912,000	124,800	-1,043,040	-13,743,160					
60	2002/04/17	東工一金	10:40	2003/02	38	2002/04/03 ザラ	1256	18,840,000	15	仕			380	505	-705,000	156,000	-868,800	-14,611,960					
61	2002/04/25	東工一金	09:08	2003/02	7	2002/03/07 03/02	1264	37,920,000			仕	30	350	505	-1,320,000	312,000	-1,647,600	-16,259,560					
62	2002/04/25	東工一金	09:12	2003/04			1262	10,096,000			新	8	350	513									◆
63	2002/05/01	東工一金	09:10	2003/04			1271	146,165,000			新	115	350	628									
64	2002/05/01	東工一金	10:08	2003/04			1272	127,200,000			新	100	350	728									
65	2002/05/02	東工一金	09:10	2003/02	52	2002/04/11 ザラ	1252	6,260,000	5	仕			350	723	-30,000	52,000	-84,600	-16,344,160					
66	2002/05/02	東工一金	10:40	2003/02	39	2002/04/03 ザラ	1252	127,704,000	102	仕			350	621	-5,202,000	1,060,800	-6,315,840	-22,660,000					
67	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	2	2002/03/04 ザラ	1271	203,360,000	160	仕			350	461	-320,000	1,664,000	-2,067,200	-24,727,200					
68	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	6	2002/03/07 ザラ	1271	190,650,000			仕	150	200	461	-8,100,000	1,560,000	-9,738,000	-34,465,200					
69	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	7	2002/03/07 03/02	1271	114,390,000			仕	90	110	461	-4,590,000	936,000	-5,572,800	-40,038,000					
70	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	9	2002/03/08 ザラ	1271	61,008,000			仕	48	62	461	-5,040,000	499,200	-5,564,160	-45,602,160					
71	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	11	2002/03/08 ザラ	1271	72,447,000			仕	57	5	461	-5,130,000	592,800	-5,752,440	-51,354,600					
72	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	27	2002/03/22 ザラ	1271	6,355,000			仕	5	0	461	-140,000	52,000	-194,600	-51,549,200					
73	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	30	2002/03/26 ザラ	1271	133,455,000	105	仕			0	356	105,000	1,092,000	-1,041,600	-52,590,800					▲
74	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	40	2002/04/03 ザラ	1271	127,100,000	100	仕			0	256	-3,200,000	1,040,000	-4,292,000	-56,882,800					
75	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	53	2002/04/11 ザラ	1271	5,084,000	4	仕			0	252	52,000	41,600	8,320	-56,874,480					
76	2002/05/07	東工一金	09:08	2003/02	55	2002/04/16 ザラ	1271	36,859,000	29	仕			0	223	87,000	301,600	-229,680	-57,104,160					▲
77	2002/05/07	東工一金	09:10	2003/04	62	2002/04/25 ザラ	1269	10,152,000	8	仕			0	215	56,000	83,200	-31,360	-57,135,520					▲
78	2002/05/07	東工一金	09:10	2003/04	63	2002/05/01 ザラ	1269	145,935,000	115	仕			0	100	-230,000	1,196,000	-1,485,800	-58,621,320					
79	2002/05/07	東工一金	09:10	2003/04	64	2002/05/01 ザラ	1269	126,900,000	100	仕			0	0	-300,000	1,040,000	-1,392,000	-60,013,320					

-39,309,000 19,718,400 -60,013,320 10 10 1 17 6

売買損益計: -39,309,000

差引損益計: -60,013,320

手数料計: 19,718,400 (損金に対する手数料の割合: 32.86%)

特定売買比率: 97.8% (仕切件数) 特定売買内訳 (新規34件の内: 直し10件、途転10件、両端17件) (仕切45件の内: 日計1件、不抜6件)

これは正本である。

平成16年 5 月 20 日

東京地方裁判所民事第32部

裁判所書記官 岩 尾 眞 理



